

発行/松戸市
編集/松戸市臨時福祉給付金対応推進本部事務局
〒271-8588 松戸市根本387-5
✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
コールセンター ☎ 047-366-8192



確認じゃ!

臨時福祉給付金(経済対策分)

支給対象となる可能性のある人へ
申請書を3月1日(水)から順次郵送します

平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対し暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

住民税が非課税の人

(課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く)

支給要件 以下の①～④の要件を全て満たす人 (平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象の人)

- ① 平成28年1月1日(基準日)に松戸市に住民登録があった人
- ② **平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない人**(※1)
- ③ 平成28年度分の住民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない人(※2)
- ④ 生活保護、中国残留邦人等に対する支援給付を受給していない人(※3)

※1 平成28年度分の住民税は、平成27年1月から12月までの所得に対して課税されます。

※2 ここでの扶養されている人とは税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者等をいいます。

※3 ここでの生活保護等を受給している人とは、平成28年1月1日に生活保護等を受給しており、平成28年10月1日までの間に支給が廃止または停止により途切れていない人です。

支給額

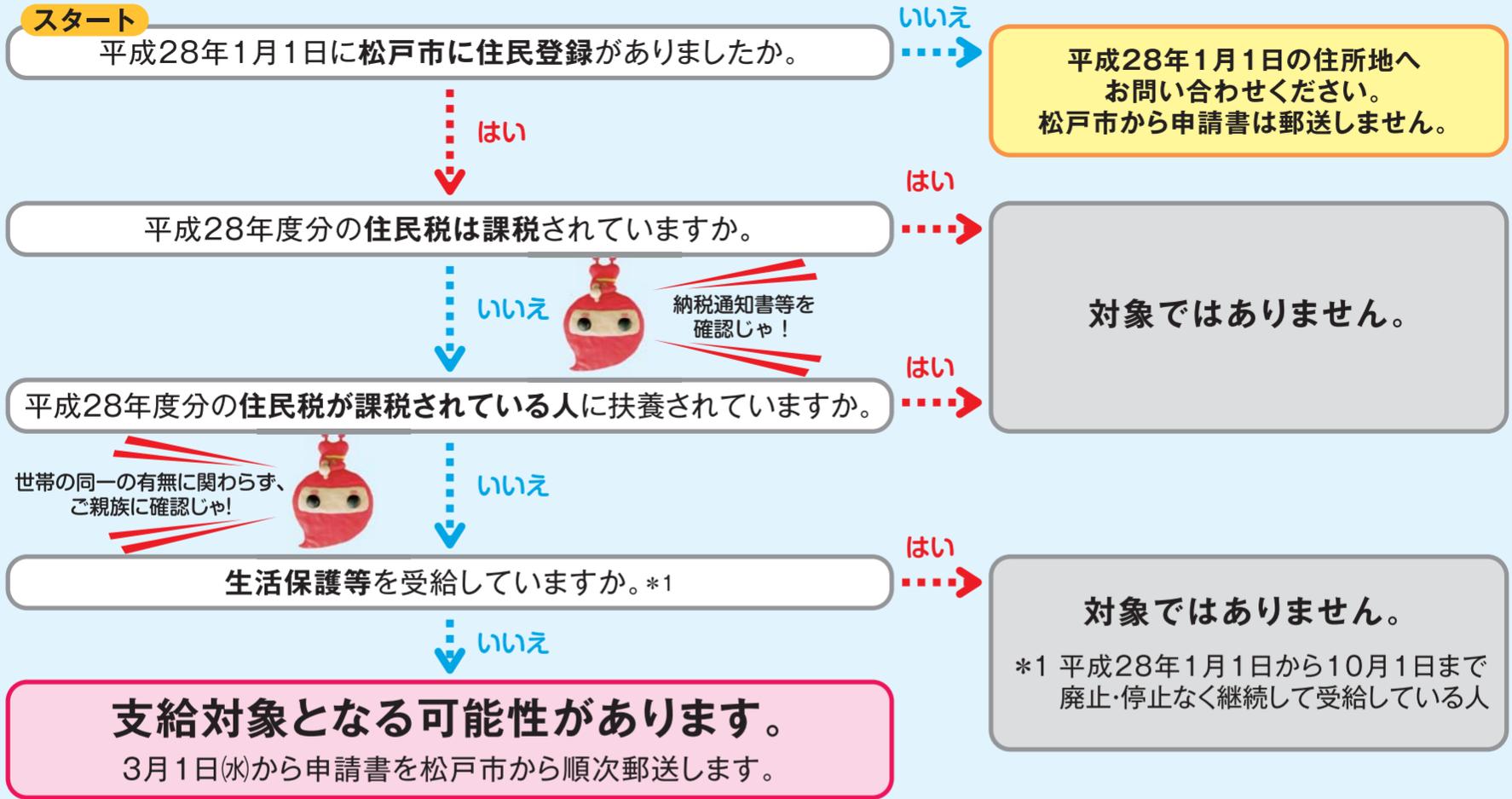
1人につき15,000円(1回限り)

●3月中旬以降になっても申請書が届かない人で、2面の「支給対象者診断チャート」により臨時福祉給付金(経済対策分)の対象になると思われる場合は、コールセンターまでお問い合わせください(☎047-366-8192)。

申請期限は平成**29年7月31日**(月)〔消印有効〕です

⚠ 申請期限を過ぎると支給できません

臨時福祉給付金(経済対策分)支給対象者診断チャート



※このチャートは一般的な場合を想定しています。

住民税が課税されない 年収の目安(非課税限度額*2)

給与収入のみの場合

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	1,000,000円以下
夫婦	1,560,000円以下
夫婦と子1人	2,060,000円未満
夫婦と子2人	2,560,000円未満

年金収入のみの場合

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳未満	1,050,000円以下
	65歳以上	1,550,000円以下
夫婦	65歳未満	1,713,334円以下
	65歳以上	2,110,000円以下

*2 松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

まつどし す がいこくじん 松戸市に住んでいる外国人のみなさんへ

ねん がついつち まつどし じゅうみんひょう ひと たんきたいざいしゃ のぞ
2016年1月1日に松戸市に住民票がある人(短期滞在者を除く)で、
しよとく ひく ひと りんじふくしきゆうふきん けいざいたいさくぶん しきゆう しきゆうようけんどう
所得の低い人に「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。支給要件等
くわ とあ
詳しくは、コールセンター ☎047-366-8192へお問い合わせください。

To Foreign Residents of Matsudo City

Matsudo City will provide a "temporary welfare benefit"(Economic Measures) for the low income residents who has certificate of residence in Matsudo City as of January ,1st, 2016.

For details on benefit eligibility please contact the call center ☎047-366-8192

致常住松戸市的外籍人士:

市政府将向 2016 年 1 月 1 日前持松戸市住民票人士(短期逗留人员除外) 中的低收入人员发放“临时福利给付金”(经济对策部分)。

详情请咨询服务中心 ☎047-366-8192

마쓰도시에 거주하시는 외국인 여러분께

2016년 1월 1일 기준으로 마쓰도시에 주민표가 있는 분(단기 체류자 제외) 으로 소득이 낮은 분께 “임시 복지금부금”(경제대책분)을 지급합니다.

지급 요건 등에 관한 자세한 사항은 콜센터 ☎047-366-8192 로 문의하시기 바랍니다.

Gửi đến tất cả những người nước ngoài đang sinh sống tại thành phố Matsudo

Từ ngày 1 tháng 1 năm 2016, đối với người có đăng ký giấy cư trú ở thành phố Matsudo (trừ những người cư trú ngắn hạn) và những người có thu nhập thấp sẽ được nhận “Tiền trợ cấp phúc lợi tạm thời (trích từ chính sách kinh tế)”.

Chi tiết cụ thể về điều kiện để được nhận trợ cấp xin vui lòng liên hệ Trung tâm hỗ trợ ☎047-366-8192



臨時福祉給付金(経済対策分)を
よそおう“振り込め詐欺”や“個人
情報の詐取”にご注意ください。

不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署〔または
警察相談電話(#9110)〕にご連絡ください。

ご相談ください

- 一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成28年1月2日以降であっても松戸市で住民登録の手続きを行えば申請ができます。
- DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市に住んでいる人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

Q & A よくある質問

臨時福祉給付金(経済対策分)について

Q 臨時福祉給付金(経済対策分)とは何ですか？

A 消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応(軽減税率の導入等)を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。詳細は厚生労働省給付金専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。

Q 平成28年度臨時福祉給付金は対象者1人につき3,000円であるのに対し、臨時福祉給付金(経済対策分)はなぜ15,000円なのですか？

A 対象とする期間の違いによるものです。平成28年度臨時福祉給付金は平成28年10月から平成29年3月までの半年分であるのに対し、臨時福祉給付金(経済対策分)は平成29年4月から平成31年(2019年)9月までの2年半分であるためです。詳細は厚生労働省給付金専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。

支給対象者について

Q 平成28年1月1日に松戸市に住民登録をしていれば全員受給できるのですか？

A 支給対象者(1面参照)のみに支給します。

Q 平成28年1月1日以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？

A 1月1日に生まれた人は対象になりますが、1月2日以降に生まれた人は対象になりません。また、1月1日から支給が決定されるまでの間に亡くなった人も対象になりません。

Q 平成28年1月1日に松戸市に転入しましたが、手続きは1月2日以降にしました。どの市区町村から支給されますか？

A 手続きが1月2日以降でも、転入日が1月1日以前であれば松戸市から支給します。

Q 平成28年1月2日以降に松戸市に転入しました。どうすればいいですか？

A 1月1日に住民登録があった市区町村から支給されるので、転入前の市区町村にお問い合わせください。

Q 外国人ですが、給付金の対象になりますか？

A 平成28年1月1日に住民基本台帳に登録されている人で、給付金支給決定時に中長期在留者等である人は、他の支給要件を満たしていれば支給の対象となります。

Q なぜ生活保護受給者は対象外なのですか？

A 消費税率引き上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき生活保護費が支給されているため、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象とはなりません。ただし、ここでの生活保護受給者とは、平成28年1月1日から10月1日まで廃止・停止なく継続して生活保護を受給している人をいいます。この間に生活保護が廃止または停止により支給が途切れた人は臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象となります。

Q 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者でしたが、申請しませんでした。その場合でも、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象者になりますか？

A 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)を実際に受給しているか否かは問いません。支給要件を満たしていれば受給できます。

Q 税の申告において扶養親族等としていない16歳未満の人が家族にいるが、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象に含まれますか？

A 16歳未満の人が税の申告において扶養親族とされていない場合、同一世帯の生計を一にする両親等の保護者があり、その保護者の住民税が課税されている場合は、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象になりません。

申請・受給について

Q 申請書はどこでもらえますか？

A 支給対象となる可能性のある人には、3月1日(水)から申請書を順次自宅に郵送します。

Q 平成28年1月2日以降に結婚して実家から移って暮らし始めたのですが、申請書はどこに郵送されますか？

A 松戸市が申請書を作成する時点で住民票が分かれば、それぞれの住所に分けて郵送します。

Q 市役所、支所で申請できますか？

A 市役所、支所での申請はできません。申請書に同封した返信用封筒で返送するか、申請受付窓口(4面参照)へお越しください。

Q 対象者本人以外の方が申請・受給できますか？

A 同一世帯の人や法定代理人等(確認書類が必要です)が申請・受給できます。

Q 申請期限までに申請書を提出しなかった場合、給付金は受給できないのですか？

A 申請期限の平成29年7月31日(月)(消印有効)までに申請がない場合、辞退したとみなされます。お早めに申請してください。

Q 平成28年度臨時福祉給付金を受給したので、臨時福祉給付金(経済対策分)は申請しなくても自動的に振り込まれますか？

A 臨時福祉給付金(経済対策分)を受給するためには、あらためて申請が必要です。

Q どのような方法で給付金を受け取るのですか？

A 原則として、申請書に記載された指定口座(国内の金融機関に限ります)に入金されます。手数料の本人負担はありません。

Q 個人ごとに振り込みをしてほしいのですが？

A 世帯単位で支給します。原則として、個人ごとに振り込むことはできません。

Q 振り込みまでどれくらい時間がかかりますか？

A 申請受付から2カ月程度かかります。5月中旬頃から順次振り込みます。支給(不支給)決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。口座情報の記入もれ等があると、再提出をしていただくため、振り込みが遅れることがあります。

Q 税務調査等により、給付金の受給後に支給要件に該当しないことが判明した場合はどうなりますか？

A 支給対象外となった分については、全額返金していただきます。

申請方法

3月1日(水)から順次郵送する臨時福祉給付金(経済対策分)申請書に必要事項を記入、押印し、**申請書に同封の返信用封筒で松戸市へ返送**してください。

※口座情報の間違い等による振込不能を防ぐため、振込口座に指定する金融機関の通帳かキャッシュカードのコピーの提出に可能な限りご協力ください。



代理人による申請等の際には、上記のほかに必要となる書類があります。送付された申請書をよくお読みの上、提出してください。



窓口申請を希望する人は、申請受付窓口(下図)にお越しください。市役所、支所での申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

申請受付窓口



外観(1階がセブンイレブン)

せりざわ

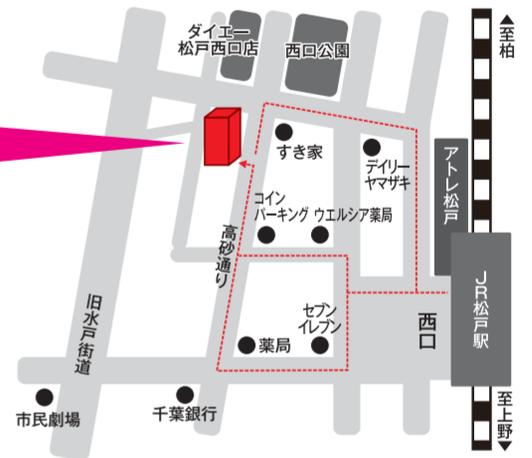
芹澤ビル3階

【住所】松戸市本町17の11

【受付】平日8時30分～17時

松戸駅西口徒歩3分
エレベーターあり

※駐車場はありません



申請から給付までの流れ

1 申請書が届く

↓ 支給対象となる可能性のある人へ3月1日(水)から申請書を順次郵送します。

2 申請書に記入する

↓ 必要事項をみれなく記入してください。

3 申請書を提出する

提出の際は、今一度提出が必要な書類を確認してください。

平成29年7月31日(月)〔消印有効〕までに、**申請書に同封の返信用封筒で返送**してください。

松戸市で審査し、支給・不支給を決定します。

支給決定前に死亡する等の理由により給付金を支給できない場合があります。

給付金が口座に振り込まれる

申請から振り込みまで2カ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

申請書に記入された金融機関の口座に、給付金が振り込まれるとともに、「支給決定通知書」が郵送されます。

※不支給の場合は、「不支給決定通知書」が郵送されます。

問い合わせ先

申請方法に関するお問い合わせ

松戸市臨時福祉給付金コールセンター

は い き ゆ う ふ
☎ 047-366-8192

8時30分～17時(平日のみ)

✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省給付金専用ダイヤル

オー!みな いいきゆうふ
☎ 0570-037-192

9時～18時(土日祝日含む)